

各厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第147号）の制定及び水質管理目標設定項目の一部改正については、平成26年3月31日付健発0331第31号にて厚生労働省健康局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきようお願いしたい。

記

第1 水質基準に関する省令等の改正に係る留意事項

1. 改正の背景

亜硝酸態窒素については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を $15\mu\text{g/kg}$ 体重/日とされたことを踏まえて、平成25年3月19日の第14回厚生科学審議会生活環境水道部会において水質基準の見直しに係る審議を行い、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）において、亜硝酸態窒素の水質基準「 0.04mg/L 以下であること。」を新たに設定することとした。また、本改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に規定する給水装置浸出性能基準、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に規定する薬品基準及び資機材材質基準、並びに水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、厚生科学審議会生活環境水道部会の関係資料等を厚生労働省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付健水発第1010001号）の一部改正について

(1) 本文及び別添を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。

- (2) 亜硝酸態窒素の測定において、一部の機種又は検出器では水質基準値の 10 分の 1 の定量下限を確保することが困難であること。
- (3) 本文中第 4 の 1 (1) について、やむを得ず当該検査方法による定量下限が水質基準値の 10 分の 1 (農薬類にあっては目標値の 100 分の 1) を達成できない場合にあって、定量下限を妥当性評価書に明記する必要があること。
2. 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」(平成 16 年 2 月 9 日付健水発第 0209003 号)の一部改正について
別添 1 を別紙 2 新旧対照表のとおり改正すること。
3. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(平成 16 年 2 月 9 日付健水発第 0209001 号)の一部改正について
別添 1 を別紙 3 新旧対照表のとおり改正すること。
4. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」(平成 12 年 3 月 31 日付衛水第 21 号)の一部改正について
別添を別紙 4 のとおり改正すること。
5. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号)
別添 1 及び 2 を別紙 5 新旧対照表のとおり改正すること。
6. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成 4 年 12 月 21 日付衛水第 270 号)の一部改正について
下記の趣旨を踏まえ、本文及び別表を別紙 6 新旧対照表のとおり改正すること。
- (1) 別表第 5 に掲げる「要検討農薬類」及び別表第 6 に掲げる「その他農薬類」について、地域の実情に応じて測定を実施し、平成 15 年 10 月 10 日付健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」に掲げる農薬類についての検出指標値の算定に含めることとされたい旨を示すこと。
- (2) 別表第 4 に掲げる「要検討項目」のうち、銀、バリウム、ビスマス及びモリブデンについて、これらの化合物もそれぞれの項目に含まれるものであることを明確化すること。
- (3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に基づき、別表第 6 に掲げる「その他農薬類」のうち、トリフルミゾールに係る目標値を設定するとともに、フェンバレレートに係る目標値を改正すること。
7. 厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号)の一部改正について
「5. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼」中、「30 の項」を「31 の項」に改め、「水質管理目標設定」を「水質管理目標設定項目」に改めること。

第 3 施行期日

第 2 の改正事項については、いずれも平成 26 年 4 月 1 日から施行されること。